

有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&A改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(問16-2) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。</p> <p>(答) 略</p> <p>(問16-3) 遺伝子組換え作物に由来する堆肥の使用は認められますか。</p> <p>(答) 略</p> <p>(問16-4) 平成17年の改正において、別表1の肥料及び土壌改良資材に使用できる食品製造業等に由来する有機質副産物の使用基準が改正されました。従来から使用可能であった食品製造業からの有機質副産物は使用できないのですか。</p> <p>(答) 略</p> <p>(問16-5) 平成17年の改正において、有機農産物のJASの別表1から、魚かす粉末から蒸製骨粉までの資材が削除されていますが、これらの資材は有機農産物の栽培に使用できないのですか。</p> <p>(答) 略</p> <p>(問16-6) 草木灰の基準に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」とありますが、草木の生産段階で使用された資材について確認する必要がありますか。</p>	<p>(問16-2) 使用可能な資材であるかどうか、どのように判断すればよいのですか。</p> <p>(答) 略</p> <p>(問16-3) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。</p> <p>(答) 略</p> <p>(問16-4) 遺伝子組換え作物に由来する堆肥の使用は認められますか。</p> <p>(答) 略</p> <p>(問16-5) 平成17年の改正において、別表1の肥料及び土壌改良資材に使用できる食品製造業等に由来する有機質副産物の使用基準が改正されました。従来から使用可能であった食品製造業からの有機質副産物は使用できないのですか。</p> <p>(答) 略</p> <p>(問16-6) 平成17年の改正において、有機農産物のJASの別表1から、魚かす粉末から蒸製骨粉までの資材が削除されていますが、これらの資材は有機農産物の栽培に使用できないのですか。</p> <p>(答) 略</p> <p>(問16-7) 草木灰の基準に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」とありますが、草木の生産段階で使用された資材について確認する必要がありますか。</p>

(答) 略

(問16-7) 塩化加里や塩化ナトリウムの精製工程においてイオン交換膜を使用する場合等に塩酸等の加工助剤を使用することはできますか。

(答) 略

(問16-8) 「貝化石肥料」は別表1の使用できる資材から削除されましたが使用できないのですか。

(答) 略

(問16-9) 「微量元素」とはどのような資材ですか。微量元素であれば合成されたものも使用できますか。

(答) 略

(問16-10) 「岩石を粉砕したもの」の使用基準として、「含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものではない」とは、どういう場合に該当しますか。

(答) 略

(問16-11) 「製糖産業の副産物」が別表1に掲載されていますが、どのようなものを指すのですか。また、製糖産業では一般的に化学処理工程があり、このような製造工程から得られる副産物は使用できないのではないですか。

(答) 略

(問16-12) その他の肥料及び土壤改良資材は、どのような資材が使用できるのですか。

(答) 略

(答) 略

(問16-8) 塩化加里や塩化ナトリウムの精製工程においてイオン交換膜を使用する場合等に塩酸等の加工助剤を使用することはできますか。

(答) 略

(問16-9) 「貝化石肥料」は別表1の使用できる資材から削除されましたが使用できないのですか。

(答) 略

(問16-10) 「微量元素」とはどのような資材ですか。微量元素であれば合成されたものも使用できますか。

(答) 略

(問16-11) 「岩石を粉砕したもの」の使用基準として、「含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものではない」とは、どういう場合に該当しますか。

(答) 略

(問16-12) 「製糖産業の副産物」が別表1に掲載されていますが、どのようなものを指すのですか。また、製糖産業では一般的に化学処理工程があり、このような製造工程から得られる副産物は使用できないのではないですか。

(答) 略

(問16-13) その他の肥料及び土壤改良資材は、どのような資材が使用できるのですか。

(答) 略

(問16-13) 有機農産物の日本農林規格別表1にある、「他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壌改良資材」に合致する資材であるか否か判断する基準は何ですか。

(答) 略

(問16-14) 有機農産物の栽培に、下水処理汚泥は使用できますか。

(答) 略

(問35-5) 使用可能な資材であるかどうか、どのように判断すればよいのですか。

(答)

1 資材の製法は、原料供給や技術普及の状況により変化するものであるため、資材ごとに判断することになります。

例えば、肥料・土壌改良資材については、

- ① 有機農産物のJAS別表1に掲載されており、その基準を満たすこと
- ② 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないこと
- ③ 原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないことを個別具体的に判断していくこととなります。

2 次の条件を満たす登録認証機関等が農林水産省に届出を行った上で有機農産物のJASの適合性に係る評価を行い適合と判断した資材リストを公表する場合、全ての認証事業者は、当該リストに掲載された資材を有機農産物のJASに適合する資材として使用することができます。

なお、これらのリストについては、農林水産省のHPにリンクを掲載します。

- ① 評価した資材の原材料等の変更について、公表した資材リストに反映できる体制（資材メーカーとの契約、再評価等）をもつこと。
- ② 資材評価に係る債務に対する備えをもつこと。
- ③ 資材評価に関するFAMICの立入検査を受けること。

(問35-6) 農家が集まりグループ認証を取得した有機農産物又は有機飼料の生産行程管理者に対し、登録認証機関は、グループの全ての構成員のほ場や施設に対して実地調査を実施しなければならないのですか。

(答)

登録認証機関は、有機農産物又は有機飼料の生産行程管理者について、対象のグループ（JAS法施行規則第27条第2号に該当する者）が1のとおり生産行程管理責任者等により適切に管理・把握されている状況を確認することにより、2のとおり、年次調査においてリスクに応じて抽出したほ場及

(問16-14) 有機農産物の日本農林規格別表1にある、「他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壌改良資材」に合致する資材であるか否か判断する基準は何ですか。

(答) 略

(問16-15) 有機農産物の栽培に、下水処理汚泥は使用できますか。

(答) 略

(新設)

(新設)

び当該ほ場に関連する施設のみを対象として実地調査を行うことができます。

一方、新規認証の調査（又はほ場・施設追加の調査）に限っては、全てのほ場・施設（又は追加したほ場・施設）について実地調査を実施することが必要です。

なお、1の方法とするか従来の方法とするかは、認証事業者が選択するものであり、登録認証機関が強制するものではありません。

また、記録の確認については、これまでと同様、登録認証機関がリスクに応じ対象を抽出して調査することが可能です。

1 生産行程管理責任者等によるグループの生産行程及び格付の管理・把握の実施方法

(1) 次のとおりグループの生産行程及び格付の管理・把握を行っている。

① 生産行程管理責任者又は登録認証機関が指定する講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理・把握に関する課程を修了した者が、全てのほ場・施設に対し、定期的（年1回以上。以下同じ。）に確認の上、生産行程の管理の実施状況を確認（※1）し、生産行程管理責任者がこれらの結果を把握している。

※1 当該確認は、確認対象のほ場・施設を直接管理する構成員とは別の者が行うこと。

また、格付担当者が複数置かれている場合、格付責任者が格付の実施状況を定期的に確認し、把握している。

上記のほ場・施設、格付の実施状況の確認は、定期的に行う他、問題が発生した場合、構成員の生産行程管理に疑問が生じた場合等、必要に応じて行っている。

② 上記①において不適合が認められた場合、適切な措置を講じている。

③ 上記①及び②に係る記録（※2）を作成している。

※2 ①の確認に係る記録（例）

構成員のほ場・施設、生産行程の管理の実施状況及び格付の実施状況の確認日、確認者及び確認結果等を記録

(2) 上記(1)の生産行程及び格付の管理・把握の実施方法について、規程類に具体的に定めている。

2 登録認証機関によるグループ認証に係る年次調査の実施方法

(1) 年次調査において、認証事業者の規程類に定められたとおり1(1)の生産行程及び格付の管理・把握が適切に実施されているかどうかを確認する（※3）。

※3 確認方法（例）

・ 1(1)③の記録を確認するとともに、生産行程管理責任者等に1(1)①及び②の実施状況について聞き取りを行う。

・ 構成員に対する実地調査の際、次のとおり1(1)①及び②の実施状況について確認を行う。

－ 生産行程管理責任者等による1(1)①及び②の実施状況について、構成員から聞き取りを行う。

－ 生産行程管理責任者等による1(1)①の確認結果が、登録認証機関による生産行程の管理状況の確認結果と矛盾しないか確認する。

(2) 実地調査の対象とするほ場の抽出について

① 実地調査を行う対象として抽出するほ場の数は、リスク（※4）に応じ決定し、少なくとも10又は総ほ場数の平方根（小数点第一位を四捨五入）の多い方の数以上とし、抽出したほ場

及び当該ほ場に関連する施設の実地調査を行う。

② 登録認証機関がリスク（※4）に応じて実地調査の対象ほ場を抽出し、長期間にわたり登録認証機関が実地調査を行わないほ場及び当該ほ場に関連する施設が生じないよう調査を計画する。

※4 リスク要因としては、ほ場の周囲の状況、生産品目、使用資材、生産の方法、過去の不適合の状況、変更事項、各構成員の認証年数等が考えられる。

(3) 年次調査の結果、グループとしての生産行程の管理・把握が適切でない判断された場合、登録認証機関の規定に基づき適切に是正処置要求等の措置を行う。

(問35-7) 有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機飼料の認証事業者（生産行程管理者、小分け業者、輸入業者）に対し登録認証機関が行う実地調査について、新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、リモートで実施することはできますか。

(新設)

(答)

登録認証機関と事業者の双方においてリモート接続に必要な環境が整備されており、現地を訪問して行う実地調査と同水準が確保できる場合は、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機飼料の認証事業者（生産行程管理者、小分け業者、輸入業者）に対し登録認証機関が行う実地調査は、リモートで行うことができます。実地調査をリモートで実施するか従来どおり訪問調査で実施するかは、認証事業者の意向も踏まえて判断してください。

ただし、次の場合は訪問調査を行うこととします。

- ① 新規認証の調査（又はほ場・施設追加の調査）。
- ② 2年目の調査において、新規認証の調査で運用を確認していない事項を考慮の上、リスクに応じ訪問調査を行う必要があると判断したとき。
- ③ 2年目以降の調査において、書類調査の結果等から、訪問調査を行う必要があると判断したとき。

登録認証機関は、リモートでの調査に当たり、次の事項に留意して下さい。

- ・ スマートフォン、携帯端末、PC等を利用し、音声、画像及びデータの共有によりリモート調査を行うこと。
例えば、記録などは電子メール等で写しを確認、ほ場や工場の状況については、動画等で確認する。なお、できる限り、リアルタイムで実施することが望ましい。
- ・ 調査を通してセキュリティ及び機密性を確実に維持する処置を講ずること。
- ・ JAS法施行規則第49条第3項に基づき、リモート調査の実施方法について業務規程類に規定すること。
- ・ 調査項目のどの部分について、リモートで行ったことがわかるよう記録すること。